

総務部【安全安心課】のミッションと施策パッケージ（案）

- 安全で安心なまちづくりや市民の生活環境の保身を強力に推進するため、令和5年4月から「交通防災課」を「安全安心課」に課名変更。「交通防犯対策班」「防災対策班」の2班体制へ。
- 同課では、『市民一人ひとりの「安全・安心な暮らし」を地域とともに支え、地域とともに創っていく社会の構築』を目指します。

（新たな対応の視点）

地域とともに支え、地域とともに創る

「縦割り」から「横割り・横断」への拡大

「自助・共助・公助」の切れ目のない支援強化

「限定・局地」から「全世代・地域丸ごと」への拡大

「双方向（インタラクティブ）」な情報発信の強化

（主な施策の骨子）

○交通防犯対策班

危機管理交通防犯対策監の下、

□市民交番の検討（新規）

- ・令和5年度中に先進事例（川尻・島崎）を研究。各区の実態調査を実施し、令和6年度から仮運用開始を目指す。
- ・青パト隊等後継者不足が指摘。地域の見守り活動を強化するため、生活安全推進協議会等と連携し、ボランティア精神を有する人材を発掘。表彰等インセンティブ策を検討し、機運を醸成。

□交通安全対策と地域防犯力の強化（新規）

- ・通学路等幹線道路沿いに防犯カメラを設置方向。対象地域、補助金等助成制度を検討。（*市民・区とのコンセンサスづくり、警察等と協議予定）。DXの活用。
- ・ゾーン30の拡充（直線道路を造らない閑静な住宅街を目指す）。

□チャットツール（LOGOチャット等）を活用した事故・防犯情報共有システムの導入（新規）

- ・令和4年度から試験運用開始、令和5年8月から職員間の本格運用を目指す。

○防災対策班

防災対策監、防災対策支援官の下、

□LINEを活用した市民通報ツールの構築（道路陥没・不法投棄・災害状況等の報告）（新規）*収集情報取り扱い要相談

□自主防災組織未設置行政区への設立支援（新規）、地区防災計画の見直し支援（継続）

- ・令和5年度から防災対策支援官を採用し強化
- 避難者等の特性に応じた避難所体制の調査・研究（新規）
 - ・乳幼児、ペットをはじめ、車中泊者など避難者特性に応じた避難所の在り方（機能、適地、受入態勢など）を総合的に検討。また、備蓄倉庫についても調査検討。
 - さらに、地下シェルターの確保など、新たな危機への備えについても、調査研究に着手。（将来的には、マップへ）
- 防災士の育成、活動支援（拡充）
 - ・役割を明らかにし、防災士連絡協議会と連携した避難訓練の実施や地域リーダー（スーパー防災士：仮名）の育成強化
- 民生委員等と連携し高齢者支援の体制を踏まえた災害時の個別避難計画策定（福祉課）の支援（継続）
- 市消防団の団員確保、活動支援

安全安心課の取り組み (交通防災課あらため)

交通防犯対策班

- 交通安全対策の推進
- 防犯対策の推進

- ◆ **危機管理交通防犯対策監**による熊本北合志警察署と連携した交通安全対策と地域防犯力の強化
 - 交通安全教室や高齢者向け出前講座による事故防止の啓発強化。交通安全協会や交通指導員など交通関係団体と歩調を合わせた啓発活動
 - 地域の実情に即した交通安全施設整備のため、地域要望への細やかな対応。関係機関・団体との通学路点検等を通じた安全確保対策
 - 高齢ドライバーへの運転免許自主返納の促進。自転車安全利用五則の周知
 - 防犯関係団体(生活安全推進協議会、熊本北合志警察署防犯協会連合会など)の活動を支援、周知し防犯意識を高める。
 - 消費生活センター(総務課から所管移行)による消費生活に関する情報提供、啓発
 - 各区、自治会を通じた防犯カメラの普及促進による地域防犯力の強化
 - 保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、協力雇用主の取組を周知、啓発

- 管理不全な特定空家等への対応と解消

防災対策班

- 防災対策の推進
- 危機管理対策の推進

- ◆ **防災対策監**による総合的な防災力強化
 - **防災対策支援官**による自主防災組織の設立支援や地区防災計画の見直し・拡充
 - 地区防災計画と避難支援要支援者の個別避難計画との連携
 - 防災士の育成、活動を支援し、市民への周知
 - 市消防団の団員確保、活動支援対策、各分団所有の積載車、小型動力ポンプの適正管理
 - 新型コロナウイルス感染症対応を基本とした避難所開設、運営
 - 新たな感染症、武力攻撃事態など、予期しない危機への対応

子ども政策班の取り組み

令和5年4月1日から、子育て支援課内に「子ども政策班」が新設されました。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々なこども関連施策に取り組めます。

➤ こども政策の総合的企画及び調整

- ❑ 全てのこどもと家庭に対して切れ目のない支援を総合的に推進するため、関係部署と連携し、新規の政策課題に取り組めます。

➤ こども計画の策定

- ❑ 市内の子育て世帯の実態を踏まえて、教育や保育等に対する施策を定めるとともに、それぞれの施策を計画的に遂行するための「こども計画」を策定します。

➤ 結婚支援事業

- ❑ 少子化の主な原因である未婚化・晩婚化を解消するため、結婚を後押しするための婚活イベント等を開催し、結婚を希望する者に出会いの機会・場を提供します。

➤ その他こどもに係る施策の取り組み

- ❑ その他、困難な状況にあるこどもの支援など、こどもを誰ひとり取りこぼさないよう必要な取組を行います。

用地対策室の取り組み

令和5年4月1日付で、用地対策室が新設されました。

国土交通省が整備を進める中九州横断道路「一般国道57号大津熊本道路」事業において、用地先行取得制度を活用し、市が国に代わって用地の先行取得を行うことで当該道路事業の早期完成を目指します。

国庫債務負担行為による用地先行取得制度(用地国債)

用地国債とは、公共事業用地の取得に際し、国や地方自治体といった事業施行者に代わり、土地開発公社や特別会計を設けた地方公共団体等の先行取得者があらかじめ土地を買い取っておき、国庫債務負担行為に基づき翌年度以降に事業施行者が順次支払いを行いながら、先行取得者から土地を買い取る(再取得)制度です。

※中九州横断道路(一般国道57号大津熊本道路)事業

